

水産業改良普及事業指導事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年2月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

水産業改良普及事業指導事務処理規程の一部を改正する訓令

水産業改良普及事業指導事務処理規程（昭和35年岩手県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(任用資格)</p> <p>第3条 普及指導員に任用される資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(同法第69条の2に規定する大学を除く。以下「大学」という。)又は独立行政法人水産大学校法(平成11年法律第191号)による独立行政法人水産大学校(独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成12年政令第333号)による改正前の農林水産省組織令(平成12年政令第253号)による水産大学校及び旧農林水産省組織令(昭和27年政令第389号)による水産大学校を含む。以下「水産大学校」という。)において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者で、国若しくは地方公共団体の試験研究機関、試験研究に関する業務を行う独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、大学、水産大学校、財団法人漁村教育会全国漁業協同組合学校若しくは北海道漁業協同組合学校において、水産業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間、改良普及員若しくは専門技術員として水産業に関する技術についての普及指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が最近15年のうち12年以上に達するもの</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(任用資格)</p> <p>第3条 普及指導員に任用される資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(同法第108条に規定する大学を除く。以下「大学」という。)又は独立行政法人水産大学校法(平成11年法律第191号)による独立行政法人水産大学校(独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成12年政令第333号)による改正前の農林水産省組織令(平成12年政令第253号)による水産大学校及び旧農林水産省組織令(昭和27年政令第389号)による水産大学校を含む。以下「水産大学校」という。)において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者で、国若しくは地方公共団体の試験研究機関、試験研究に関する業務を行う独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、大学、水産大学校、財団法人漁村教育会全国漁業協同組合学校若しくは北海道漁業協同組合学校において、水産業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間、改良普及員若しくは専門技術員として水産業に関する技術についての普及指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が最近15年のうち12年以上に達するもの</p> <p>(3) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成20年2月22日から施行する。